

別添

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

第1 用語の定義について

- 1 「部局」とは、法務省本省，法務局，地方法務局，最高検察庁，高等検察庁，地方検察庁，矯正研修所，矯正管区，刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所，婦人補導院，地方更生保護委員会，保護観察所，出入国在留管理庁，入国者収容所，地方出入国在留管理局，公安調査庁及び公安調査局をいう。
- 2 「指名停止」とは、有資格者について指名競争参加者としての指名を停止することをいう。

第2 指名停止について

施設課長は、有資格者が別表第1又は別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めたときは、別表各号に定めるところにより期間及び対象区域(以下「期間等」という。)を定め、当該有資格者について指名停止を行う。

第3 下請負人及び共同企業体に関する指名停止について

- 1 施設課長は、第2の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間等の範囲内で期間等を定め、指名停止を併せて行う。
- 2 施設課長は、第2の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間等の範囲内で期間等を定め、指名停止を併せて行う。
- 3 施設課長は、第2又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間等の範囲内で期間等を定め、指名停止を行う。

第4 指名停止の期間の特例について

- 1 有資格者が一つの事案により別表各号の二以上の措置要件に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期について、それぞれ最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1か月

に満たないときは、1. 5倍、別表第2第10号の措置要件に該当することとなったときは2. 5倍)の期間とする。

- (1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第1号若しくは第2号又は同表第3号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号若しくは第2号又は同表第3号から第10号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 施設課長は、有資格者について、酌量すべき特別の事由があり、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期に満たない期間を定める必要があると認めたときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
 - 4 施設課長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による指名停止の長期を超える期間を定める必要があると認めたときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36か月を超えるときは、36か月)まで延長することができる。
 - 5 施設課長は、指名停止の期間中の有資格者について、指名停止の期間を変更すべき新たな事由があると認めたときは、別表各号、前各項及び第5に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
 - 6 施設課長は、別表第2第10号の措置要件に係る指名停止の期間が満了した有資格者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。
 - 7 施設課長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除する。

第5 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例について

施設課長は、第2の規定により指名停止を行う場合において、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実が生じた場合において、当該有資格者が、談合を行っていない旨の誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第7号、第9号又は第10号に該当したとき。
それぞれ当該各号に定める短期の2倍(別表第2第10号に該当したときは、2.5倍)の期間
- (2) 別表第2第3号から第10号までに該当する有資格者(その役員又は使用人を含む。)

について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第10号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間

- (3) 別表第2第3号、第4号、第5号又は第10号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があつたとき（前2号に掲げる場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第10号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間

- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項の規定に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又は入札談合等関与行為があつたことが明らかとなつた場合において、当該関与行為に関し、別表第2第3号、第4号、第5号又は第10号に該当する有資格者について悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなつた場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1か月（別表第2第10号に該当する有資格者にあつては、1.5か月）加算した期間

- (5) 部局又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項)又は談合(刑法第96条の6第2項)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号、第7号、第8号、第9号又は第10号に該当する有資格者について悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなつた場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1か月（別表第2第10号に該当する有資格者にあつては、1.5か月）加算した期間

第6 指名停止の措置対象区域の特例について

- 1 施設課長は、有資格者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において、当該有資格者に係る安全管理の措置の不適切さの程度を勘案し、措置対象区域の一部に限定して指名停止を行うことができる。
- 2 施設課長は、別表第1第6号又は第8号の措置案件に該当し指名停止の期間中の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由があると認めるときは、当該有資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。
- 3 施設課長は、有資格者が別表第2第11号の措置要件に該当する場合において、その事由が経営事項審査申請書に虚偽の記載をし、建設業法上の監督処分を受けたものであるときは、当該有資格者について、全ブロックを措置対象区域として指名停止を行う。

- 4 施設課長は、有資格者が別表第2第13号又は第14号の措置要件に該当する場合において、当該有資格者に係る不正又は不誠実な行為の程度を勘案し、措置対象区域の一部に限定して指名停止を行うことができる。

第7 指名停止の通知について

- 1 施設課長は、次の各号に掲げる措置を採ったときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知する。
 - (1) 第2又は第3各項の規定により指名停止を行ったとき。
 - (2) 第4第5項の規定により指名停止の期間を変更したとき。
 - (3) 第4第7項の規定により指名停止を解除したとき。
 - (4) 第6第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更したとき。
- 2 施設課長は、前項の措置を採ったときは、関係部局の支出負担行為担当官に通知する。
- 3 施設課長は、第1項の規定により指名停止を通知する場合において、当該指名停止の事由が部局の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ、当該有資格者に対して改善措置の報告を求める。

第8 指名停止に至らない事由に関する措置について

施設課長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができる。

別表第1

部局の所在地内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間及び対象区域
(虚偽記載) 1 部局の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上6か月以内
(過失による粗雑工事) 2 部局と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「部局発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上6か月以内
3 部局の所在する都道府県内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められたとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上3か月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、部局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められたとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として2週間以上4か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 部局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上6か月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上3か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 部局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として2週間以上4か月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として2週間以上2か月以内

(注) この表において「当該ブロック」とは、当該措置要件が生じた部局の所在する都道府県が含まれる別表第3に規定する措置対象区域をいう。

別紙第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び対象区域
(贈賄) 1 次のア、イ又はウに掲げる者が部局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） イ 有資格者の役員又は支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格者の使用人でイに掲げるもの以外のもの（以下「使用人」という。） 2 次のア、イ又はウに掲げる者が部局の所在する都道府県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 (独占禁止法違反行為) 3 部局の所在する都道府県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第10号に掲げる場合を除く。） 4 部局が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（第10号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴提起を知った日から 全ブロックを対象として4か月以上12か月以内 当該ブロックについて3か月以上9か月以内、当該ブロック以外の全ブロックについて2か月以上6か月以内 当該ブロックについて2か月以上6か月以内、当該ブロック以外の全ブロックについて1か月以上3か月以内 逮捕又は公訴提起を知った日から 全ブロックを対象として3か月以上9か月以内 該当ブロックについて2か月以上6か月以内、当該ブロック以外の全ブロックについて1か月以上3か月以内 当該ブロックを対象として1か月以上3か月以内 当該認定をした日から当該ブロックを対象として2か月以上9か月以内 当該認定をした日から当該ブロックについて3か月以上12か月以内、当該ブロック以外の全ブロックについて2か月以上9か月以内

5 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第3号及び第10号に掲げる場合を除く。) (競売入札妨害又は談合)	刑事告発を知った日から第3号の対象となるブロック以外の全ブロックを対象として1か月以上9か月以内
6 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人については、部局の所在する都道府県内の他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事の場合に限る。)が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴提起を知った日から当該ブロックについて2か月以上12か月以内、当該ブロック以外の全ブロックについて1か月以上12か月以内
7 部局が締結した請負契約にかかる工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴提起を知った日から当該ブロックについて3か月以上12か月以内、当該ブロック以外の全ブロックについて2か月以上12か月以内
8 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴提起を知った日から全ブロックを対象として3か月以上12か月以内
9 部局が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。) (重大な独占禁止法違反行為等)	逮捕又は公訴提起を知った日から全ブロックを対象として4か月以上12か月以内
10 部局が締結した請負契約に係る工事に関し、次のア又はイに掲げる事由に該当するとき(当該工事に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約23号)の適用を受けるものが含まれている場合に限る。) ア 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。) イ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (建設業法違反行為)	刑事告発、逮捕又は公訴提起を知った日から全ブロックを対象して6か月以上36か月以内
11 部局の所在する都道府県内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上9か月以内
12 部局と締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から当該ブロックについて2か月以上9か月以内、当該ブロック以外の全ブロックに

(不正又は不誠実な行為)	ついて1か月以上9か月以内
13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか，業務に関し不正又は不誠実な行為をし，工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から全ブロックを対象として1か月以上9か月以内
14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか，有資格者である個人又は代表役員等が禁こ以上の刑に当たる罪により公訴を提起され，禁こ以上の刑に処され，又は刑法の罪により罰金刑に処されたことにより，工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から全ブロックを対象として1か月以上9か月以内

(注) この表において「当該ブロック」とは，当該措置要件が生じた部局の所在する都道府県が含まれる別表第3に規定する措置対象区域をいう。

別表第3

措置対象区域及びその範囲

措置対象区域の名称	措置対象区域に含まれる都道府県の範囲
関東ブロック	東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県 静岡県 山梨県 長野県 新潟県
近畿ブロック	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
中部ブロック	愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
中国ブロック	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
九州ブロック	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県 沖縄県
東北ブロック	宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県
北海道ブロック	北海道
四国ブロック	香川県 徳島県 高知県 愛媛県